

～労働保険の加入要件は？～

Q 従業員雇用にあたり、労働保険には加入しなければなりませんか？

A 労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」を指します。
労災保険は、労働者が健康保険を使うことができない仕事や通勤途中の事故に対して給付される保険です。

正社員・パート・アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇用すれば適用事業所となり、加入手続きをしなければなりません。

個人事業主、その同居の親族、法人の役員には原則適用されませんが、労働保険事務組合に事務委託することで、労災保険特別加入制度を利用することができ、労働者と同様の業務における労災事故につき、給付を受けることができます。

雇用保険は、離職した場合の失業給付や育児休業給付、介護休業給付などの給付金があり、労働者だけではなく事業所に対しても、雇用関係助成金など様々な助成金が支給される制度となっています。雇用保険には加入要件があり、労働者が ①31 日以上引き続き雇用見込みがある者 ②1週間の所定労働時間が 20 時間以上であること ③学生でないこと(一定要件あり)のいずれも満たしている場合に加入しなければなりません。

なお、保険料については、労災保険、雇用保険とも業種ごとに料率が定められており、賃金総額×保険料率で算定されます。

年度始めの4月に当年度末までの保険料概算額と前年度の精算額とを合わせて納めます。概算保険料額が 40 万円(労災保険のみ加入は 20 万円)以上の場合は、年3回に分割納付できます。

ただし、事務組合に委託した場合には、金額にかかわらず3分割で納付できます。

【お問い合わせは、 ☎03・5828・7200】

労働保険に加入していない事業所はもちろん、すでに加入している事業所もお気軽にご相談ください。

お問合せの QR コード



労働保険への加入について

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**加入義務**の有無などをご確認の上、まずは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

加入義務のある事業場

- ◆ 次の事業場は、労働保険への加入が**法律で義務づけられています**。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務**があります。

※ 5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれています。
※ 強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。

雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※ その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

保険料は何に使われている？

- ◆ お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災
保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

※ 平成30年度は、約69万人に新規の療養（補償）給付等を行い、約21万人に労災年金を支給しました。

雇用
保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と就職の促進**を図るための給付等を行っています。

※ 平成30年度は、約106万人に新規の一般求職者給付（いわゆる失業手当）を行いました。

保険料は誰が負担する？

◆労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率（労災保険率＋雇用保険率）から決まります。

労働保険料のうち、**労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担**になります。

※労災保険率及び雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類により異なります。

加入手続を怠っていると？

1. 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険への加入手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。

その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の加入手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3. 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

加入手続はどこでできる？

加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で行っております。

まだ加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労働基準監督署又は公共職業安定所の所在地は右のQRコードから確認できます。

労働基準監督署



公共職業安定所（ハローワーク）



労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険料等の口座振替納付」



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所